

# こどもたちが参画する県こども計画策定 に向けた取組について

令和 6 年 6 月 4 日

こども未来部こども若者政策課



## 1 こども基本法

- 年齢や発達の程度に応じた、こどもの意見表明機会の確保（第3条第3号）
- 年齢及び発達の程度に応じ、こどもの意見が尊重され、こどもの最善の利益の優先考慮（第3条第4号）
- こども施策の策定等に当たってこどもの意見反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務付け（第11条）

⇒国・地方自治体において、こども施策の策定等に当たっては、こども・若者の意見を聴き、こどもの最善の利益を優先しながら施策に反映しなければならない。

## 2 こども大綱

### (1)こども大綱が目指す『こどもまんなか社会』

すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会

### (2)こども大綱とこども・若者の意見反映

<こども施策に関する 基本的な方針>

- ・ こども・若者が権利の主体であることを明示
- ・ こどもや若者等の意見を聴きながらこども施策をともに進めていくとする

<こども施策を推進するために必要な事項>

- ・ 「こども・若者の社会参画・意見反映」を重要事項と規定
- ・ こども・若者ととともに社会をつくるという認識の下、意見表明の機会づくりや意見形成支援をおこない、実効性のある社会参画・意見反映を進めていく必要性を明示

## 3 都道府県こども計画

都道府県は、こども大綱を勘案して都道府県こども計画を作成することが、こども基本法第10条において努力義務とされている。

## 意見聴取に係る基本的事項

- ライフステージや子ども達が置かれた状況に配慮しながら、意見聴取方法を検討し進める。
- 意見聴取に係る質問内容については、大学生を主体とした下記のモデル事業等を活用して、子ども達が意見を出しやすい内容を検討し、意見聴取を実施する。
- 子ども達への意見募集については、Webアンケートも行いつつ、別途複数の手法による意見聴取を5月下旬から9月（約4か月）で実施していく。
- Webアンケート以外の対象者の選定については、地域性を考慮して離島や北部地域の子ども等を含めるよう留意し、幅広く意見を聴いていく。

### 1. 大学生を主体とした参画・意見表明のモデル事業

大学生の社会参画を促進するため、**沖縄国際大学**と**沖縄大学**の授業を活用して、

- ① 県計画に対する**大学生の「社会参画の機会」**、「**意見表明の場**」を作り県へ意見を届ける。
- ② 大学生が主体となって、フィールドワークにより**地域の子ども若者向けに意見表明の場**を作り、**意見を集約して県へ届ける**取組を実施。
- ③ 大学生に**質問内容等に対する改善点**を出してもらいながら、県の取組に参画してもらう。  
⇒ 県は、**大学生と協働で作成した質問**を活用して子ども達の意見を聴いていく。



## 2. こどものライフステージ毎の参画・意見表明の取組

対 象	手 法
① 未就学児	・ 幼稚園や学校などに出向き、対面による参画、意見表明の場をつくる。
② 小学生	
③ 中学生	
④ 高校生	・ 教育庁主催の生徒代表者会議の場を活用したWebと対面による参画、意見表明の場をつくる。
⑤ 大学生・専門学校生	・ 各大学や専門学校、関係団体等を通じたWebアンケート
⑥ 若者（～29歳）	※大学生については、モデル事業による対面での意見提出もあり。

### 3. 配慮が必要な子ども等の参画・意見表明の取組

対 象	手 法
①被虐待・社会的養護の子ども	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 対象者の状況に合わせて、日頃から子ども達に関わっている支援員を通して意見を聴きとる等、子ども達の声や思いを汲み取れる手法を検討し参画、意見表明の取組を進める。</li><li>○ 既存の調査結果から得られる子どもの意見も活用していく。</li><li>○ 現在の当事者だけでなく、元当事者も含めて意見を聴きとる。</li></ul>
②若年妊産婦	
③障害児	
④ニート、ひきこもり、いじめ、不登校及び無業の状況にある子ども	
⑤非行・犯罪に及んだ子ども	
⑥貧困家庭の子ども	
⑦ヤングケアラー	
⑧自殺を考える子ども	
⑨外国に繋がる子ども (在留外国人の子どもや帰国子女等)	